

通関業者、輸入者の皆様へ

NACCSの「包括評価申告」業務について

「包括評価申告」業務について

令和7年10月12日、NACCSに「包括評価申告」業務^{※1}が新設され、当該業務を利用した包括申告ができることとなりました。これに伴い「汎用申請」業務を利用した包括申告については、令和8年4月1日に「包括評価申告」業務へ完全移行しました。^{※2}

※1 [NACCS 掲示板「第7次 NACCS 詳細仕様説明会資料」](#)

※2 包括評価申告に係る「汎用申請（HYS）」業務は、令和8年3月31日で廃止されました。

「包括評価申告」業務の利便性

1. 「包括評価申告事項登録（HOA）」業務、「包括評価申告（HOC）」業務を行った情報は、「包括評価申告呼出し（HOB）」業務により NACCS 上で呼出すことができ、以後の新規申告や変更届の際に引用することができます。当該機能を利用することで、これまでのように、新規申告や変更届の都度、包括評価申告書を作成する必要がなくなりました。
2. 「包括評価申告（HOC）」業務を行った後、税関が審査終了するまでの間は、NACCS 上で申告内容の訂正ができるようになりました。
3. 「包括評価申告（HOC）」業務で申告された内容については、税関が審査終了すると NACCS に即時反映されますので、輸入申告においてすぐに利用できるようになりました。
4. 「包括評価申告（HOC）」業務で申告を行った情報は、「包括評価申告照会（IHO）」業務により NACCS 上で確認できるようになりました。（適用期間終了後7年間）
5. 包括評価申告受理番号は、「包括評価申告事項登録（HOA）」を行った際に NACCS により払い出されますので、「包括評価申告（HOC）」業務や、税関による審査終了を待つことなくその番号を把握できるようになりました。
6. 包括申告を行う前にその内容について事前確認を希望する場合、「添付ファイル登録（MSB）」業務や電子メールにより添付書類を税関へ送付していただくことがありますが、NACCS の「包括評価申告」業務で申告する場合は、「包括評価申告事項登録（HOA）」業務で書類を添付し、払い出された包括評価申告受理番号を税関に伝えることで事前確認を行うことができるようになりました。